

特定施設入居者生活介護の事業者選定における審査項目

	選定基準	点数
① 応募資格審査(事務局審査)	(1)介護関連施設の運営実績	10
	(2)運営法人の財務健全性、施設ごとの収支計画等	10
	(3)人材確保、定着、育成に関する取組みとハラスメント対策	10
	(4)職員への研修の実施状況および実施見込み	10
② 書類審査項目(選定委員審査)	(1)施設の運営方針、想定している利用者層、利用料(家賃・管理費・食費の合計月額) ※入居費用についてわかる資料があれば添付すること	10
	(2)人員配置の検討状況、口腔衛生・健康管理、医療機関との連携、看取りに関する取り組み	20
	(3)利用者および利用者家族との連携・交流(面会手段、イベント等)、地域住民などを交えた運営会議、介護相談員の受け入れ、苦情相談に関する体制(担当窓口の設置有無や、窓口・連絡先等をどのように利用者へ周知するか)	10
	(4)施設に関して、入居者に配慮した構造・設備はどのようなものか(風呂やトイレの設置状況、バリアフリー対応、盗難などの防犯対策・避難経路)	10
	(5)その他、利用者の生活を豊かにする施設の特徴、施設独自の PR ポイント(応募者が本市の地域包括ケアシステムの一端を担う事業者としてふさわしいか)	10
	(6)収支見込みの健全性・事業開始に向けたスケジュール	10

【備考】

- ・ 応募資格審査において 24 点に満たない場合は失格とし、書類審査(選定委員審査)は実施しない。
- ・ 書類に記載する内容については、法令(特に大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例)との整合性についてもよく確認すること。